

事務ガイドラインの改正について（預金取扱い金融機関関係）

現 行	改 正 後
<p>0 . 一般事項</p> <p>0 - 5 災害における金融に関する措置</p> <p>0 - 5 - 1 災害地に対する金融上の措置</p> <p>(1)~(4) (省 略)</p> <p>(新 規)</p> <p>0 - 5 - 2 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置</p> <p>1 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について</p> <p>(1)~(4) (省 略)</p> <p>2 当該強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について</p> <p>(1)、(2) (省 略)</p> <p>0 - 5 - 3 行政報告</p> <p>(省 略)</p>	<p>0 . 一般事項</p> <p>0 - 5 災害における金融に関する措置</p> <p>0 - 5 - 1 災害地に対する金融上の措置</p> <p>(1)~(4) (省 略)</p> <p><u>(5) 営業停止等における対応に関する措置</u></p> <p><u>民間金融機関において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。</u></p> <p>0 - 5 - 2 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置</p> <p>1 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について</p> <p>(1)~(4) (省 略)</p> <p>2 当該強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について</p> <p>(1)、(2) (省 略)</p> <p>0 - 5 - 3 行政報告</p> <p>(省 略)</p>

現 行	改 正 後
<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">1 - 6 子会社等について</p> <p>(略)</p> <p>1 - 6 - 1 ~ 1 - 6 - 3 (略)</p> <p>1 - 6 - 4 銀行とその証券会社等の関係について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銀行等がその関係証券会社との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務または税務に関する業務(以下、本項において「内部管理に関する業務」という。)について<u>証券会社の行為規制等に関する命令</u>第12条第7号または第8号に規定する行為を行う場合には、当該関係証券会社が<u>証券取引法</u>第45条但し書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認を得ることが要求されている。一方、銀行監督の観点からは、内部管理に関する業務の統合によって、銀行等の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係証券会社との関係で統合された内部管理に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該銀行等の内部管理に関する業務の責任者が実質的に当該内部管理に関する業務の管理・監督を行わないまま関係証券会社にその遂行を任せる状態になることによる当該銀行等の実質的な内部管理機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。</p> <p>~ (略)</p> <p>1 - 6 - 5 (略)</p> <p>1 - 6 - 6 外国支店による業務提供関係会社への業務の委託について 外国銀行支店がその業務を、<u>証券会社に関する命令</u>15条3号及び18条3号に規定する者(以下本項において「業務提供関係会社」という。)に委託する場合には、銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">1 - 6 子会社等について</p> <p>(略)</p> <p>1 - 6 - 1 ~ 1 - 6 - 3 (略)</p> <p>1 - 6 - 4 銀行とその証券会社等の関係について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銀行等がその関係証券会社との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務または税務に関する業務(以下、本項において「内部管理に関する業務」という。)について<u>証券会社の行為規制等に関する内閣府令</u>第12条第7号または第8号に規定する行為を行う場合には、当該関係証券会社が<u>証券取引法</u>第45条但し書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認を得ることが要求されている。一方、銀行監督の観点からは、内部管理に関する業務の統合によって、銀行等の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係証券会社との関係で統合された内部管理に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該銀行等の内部管理に関する業務の責任者が実質的に当該内部管理に関する業務の管理・監督を行わないまま関係証券会社にその遂行を任せる状態になることによる当該銀行等の実質的な内部管理機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。</p> <p>~ (略)</p> <p>1 - 6 - 5 (略)</p> <p>1 - 6 - 6 外国支店による業務提供関係会社への業務の委託について 外国銀行支店がその業務を、<u>証券会社に関する内閣府令</u>15条3号及び18条3号に規定する者(以下本項において「業務提供関係会社」という。)に委託する場合には、銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>